



第 86 号

野々山 宏
KCCN 理事長
弁護士

集团的被害回復制度の見直しの検討が始まりました

1. 集团的被害回復制度の成果

消費者裁判手続特例法に基づく集团的被害回復制度が、平成28年10月から始まって、既に4年が経過しています。この間、3つの特定適格団体が認定され、5つの事業者に対して訴訟が提起されています。このうち、消費者支援機構日本（COJ）が提起した東京医科大学に対する訴訟は第2段階まで進み、被害回復が実現されています。また、消費者支援機構関西（Kc's）は複数の健康食品事業者による被害者への任意の返金を実現しています。

しかしながら、未だ団体数、訴訟数は少なく集团的被害回復制度が期待された成果を十分に果たしているとはいえません。その原因は、制度発足時から指摘されているように、請求できる被害の範囲がせまいこと、訴訟遂行に多くの制約があり機動的な運用ができないこと、特定適格消費者団体の経済的負担が大きい一方で支援体制が整っていないことなどがあげられます。当団体も、未だ特定適格消費者団体にはなっていません。この4年間の経験から、集团的被害回復制度の今後の機動的な活用には、これらの課題を解決していく必要があることが明らかになっています。

2. 「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」の発足

このような現状を踏まえ、令和3年3月12日、集团的被害回復制度の見直し検討するために、消費者庁の中に「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」（以下、「検討会」といいます。）が発足しました。委員は9名で、学者、事業者団体代表のほか、消費者サイドでは大高友一弁護士、消費者スマイル基金事務局長の河野康子さんの2名が参加しています。3つの特定適格消費者団体は委員としてではなく、オブザーバーの立場となっています。

令和3年8月には取りまとめるスケジュールとなっており、検討会の検討期間は短期です。検討項目として提案されているのは、①制度の現状の検証や評価のほか、②対象となる事案の範囲、③第一段階（共通義務確認訴訟）における和解の規律、④対象消費者への情報提供の在り方、⑤制度の実効性、効率性及び利便性を高める方策、⑥特定適格消費者団体の活動を支える環境整備があげられています。

3. 検討会の議論の行方に注目しましょう

今回の検討会の検討期間は極めて短期間です。そのため、検討される論点も限られてきます。

また、予想通り、事業者サイドはこの制度への警戒感をあらわにして、改正そのものの必要性まで否定する発言をしています。集団的被害回復制度の活性化のためには、本来もっと時間を掛けた議論が必要ですが、他の法律の改正に関連した政治的な要因で短期決戦となったと思われます。短期でできることは限られているので、少ない論点に集中する必要があります。しかし、特に重要なことは、限定した論点に終わらせないことです。検討会では、他にも議論すべき重要な論点があることを示して、引き続きの議論を勝ち取っていく必要があります。消費者契約法が1回の改正だけで終わらず、第3次改正まで継続して議論されているのは、多くの重要な論点があることを改正の議論の最初に展開し確認していったからです。論点は次第に落ちていくでしょうが、重要な論点をピックアップして、今回の改正ではこの論点を取り扱ったが、まだやり残した論点があると粘り強く述べて、最終的には付帯決議につなげて次の改正につなげていくことが必要です。

検討会の今後の議論の行方を注目しましょう。そして、当団体でも、適切な時期に意見を述べていきましょう。

検討会の詳細は、消費者庁ホームページの以下のサイトを参照してください。

[消費者裁判手続特例法等に関する検討会 | 消費者庁 \(caa.go.jp\)](#)

以上

(2021年5月)